

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成二十六年九月十八日

同	広島県監査委員	佐々木	弘	司
同	宮	政	利	
同	高橋	義	則	
同	佐藤		均	